（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていないこと。

三　排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

（緊急制動表示灯）

第139条の２　（略）

２　（略）

３　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の４第４項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～五　（略）

六　緊急制動表示灯は、自動車が50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.1.15.に限る。）

八・九　（略）

４　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二　（略）

三　排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

四　排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

（緊急制動表示灯）

第139条の２　（略）

２　（略）

３　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の４第４項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～五　（略）

六　緊急制動表示灯は、自動車が50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ　（略）

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

八・九　（略）

４　（略）